

平成 24 年 4 月

お客様各位

小浜信用金庫

個人向け国債の中途換金調整額の計算方法の変更について

個人向け国債を保有しているお客様は、満期前に中途換金する場合、中途換金時の換金金額が「額面金額 + 経過利子相当額 - 中途換金調整額」となり、中途換金調整額をお支払いいただいております。

財務省では、個人向け国債（変動 10 年、固定 5 年、固定 3 年）の中途換金調整額の計算方法について、平成 25 年 1 月 10 日より下記のとおり変更することとしておりますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

変更前	変更後
直前 2 回分の各利子（税引前）相当額 × 0.8	直前 2 回分の各利子（税引前）相当額 × 0.79685

(注 1) 購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額（税引前）相当額が差引かれます。

(注 2) 特例による中途換金（第 2 期利子支払日前までの中途換金）の場合は、上記の計算方法と異なります。

2. 変更の適用時期

平成 25 年 1 月 10 日に中途換金を行う（国が買い取る）分から適用されます。

なお、同日以前に発行された個人向け国債にも、この変更が適用されます。

本件の詳細につきましては、財務省ホームページをご覧ください。

<http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/houdouhappyou/240131chutokankin.pdf>

以 上

【お問合せ先】

業務部（担当：新田）

TEL：0770 53 2127